

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

目黒区は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

目黒区長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、後期高齢者医療被保険者の資格状況の把握、把握した情報からの資格の管理、証書類の発行、保険料の賦課、徴収、葬祭費の支給、東京都後期高齢者医療広域連合へのデータ連携と東京都後期高齢者医療広域連合システムでの給付業務を行う。これらの業務を行うに当たって、次の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 証関係(資格確認書・資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証)の発行、交付等、資格に関する事務 2 被保険者への通知書及び納付書の発行、徴収方法の決定等、賦課に関する事務 3 賦課データ及び納付状況の管理、再発行納付書・収納状況通知書の出力、還付充当処理や督促状の発行等、納付に関する事務 4 振替口座情報の登録管理、各金融機関への口座振替(振込)依頼、口座振替結果データからの収納消込 5 葬祭費の給付事務 6 東京都後期高齢者医療広域連合とのデータ連携 7 東京都広域連合システムにおいて、診療明細情報(レセプト)の管理、医療給付の計算、高額療養費、高額介護合算療養費、食事差額等の給付事務 8 保健事業の実施に関する事務 9 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを經由して照会する。 <p>※証関係(資格確認書・資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証)の発行、交付等、資格に関する事務については、マイナポータルの「サービス検索・電子申請機能」を使って申請された電子データを、「申</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、申請管理システム、東京都後期高齢者医療広域連合標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外部データセンターサーバー、共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能
2. 特定個人情報ファイル名	
1 後期高齢者医療ファイル、2 東京都後期高齢者医療広域連合標準システム用ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表85の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>＜情報照会の根拠法令＞</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項</p> <p>＜情報提供の根拠法令＞</p> <p>情報提供は行わない</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民生活部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	区民生活部国保年金課後期高齢者医療係 〒153-8573 東京都目黒区上目黒二丁目19番15号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民生活部国保年金課後期高齢者医療係 電話番号(直通):03-5722-9838
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、特定個人情報を使用した照会の際は住所を含む4情報による照会を厳守している。 ・特定個人情報受け渡し時は鍵付きのバッグを利用し、USB暗号化、施錠できる書庫へ保管を徹底し、持ち出し時間・返却時間を記録している。 ・事務処理マニュアルを作成し、複数人での確認を行っている。</p> <p>以上のことから十分な対応を行っているとする。</p>
9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	<p>・後期高齢者医療システム利用登録職員を特定し、最小限の人数で設定をしている。 ・個人ごとにユーザーIDを割振り、静脈・パスワードによるログインを実施している。 ・毎年、該当職員に対し情報セキュリティ研修を実施している。</p> <p>以上のことからリスクへの対策は「十分である」と考える。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	I関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		8 特定健康診査に関する事務	事後	
平成28年7月1日	I関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 大野 容一	国保年金課長 松下 健治	事後	
平成28年7月1日	IIしきい値判断項目 1対象人数 及び 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	
平成28年12月28日	I関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1～8(記載省略)	1～8(記載省略) 9 住民登録がない者の情報を住民基本台帳ネットワークシステムを経由して照会する。	事前	
平成28年12月28日	I関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、東京都後期高齢者医療広域連合標準システム	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、東京都後期高齢者医療広域連合標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成28年12月28日	I.基本情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	[実施する]	[未定]	事前	
平成28年12月28日	I.基本情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法律上の根拠	番号法別表第二の 1,2,3,4,5,17,26,27,30,33,39,42,43,58,62,80,82,83,87,93及び106の項	(記載を削除)	事前	
平成29年10月24日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成28年6月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年12月12日	I関連情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 松下 健治	国保年金課長	事後	
平成30年12月12日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成30年12月12日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	記載なし	記載あり(様式変更に伴う追加)	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和2年3月3日	評価書名	後期高齢者医療に関する事務	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1～9(記載省略)	3. 4. 5. 6. 8. 9(記載省略) 1 証関係(保険証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)の発行、交付等、資格に関する事務 2 被保険者への通知書及び納付書の発行、徴収方法の決定等、賦課に関する事務 7 東京都広域連合システムにおいて、診療明細情報(レセプト)の管理、医療給付の計算、高額療養費、高額介護合算療養費、食事差額等の給付事務	事後	
令和2年3月3日	I.関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、東京都後期高齢者医療広域連合標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、東京都後期高齢者医療広域連合標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外部データセンターサーバー	事後	
令和2年3月3日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の59の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の59の項並びに主務省令(※)第46条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年6月1日時点	令和1年9月1日時点	事後	
令和2年3月3日	IVリスク対策 4特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[○] 委託しない	[] 委託しない [十分である]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年9月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、東京都後期高齢者医療広域連合標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外部データセンターサーバー	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、東京都後期高齢者医療広域連合標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外部データセンターサーバー	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施しない	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年7月5日時点	事後	
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年7月5日時点	事後	
令和4年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	11 特定健康診査に関する事務。	11 特定健康診査等に関する事務。	事後	
令和4年12月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	
令和4年12月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	なし	<情報照会の根拠法令> ○高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の還付に関する事務 ・番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 <情報提供の根拠法令> 情報提供は行わない	事前	
令和4年12月1日	I 関連情報 1特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、中間サーバー、東京都後期高齢者医療広域連合標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外部データセンターサーバー	後期高齢者医療システム、収納消込システム、口座管理システム、東京都後期高齢者医療広域連合標準システム、住民基本台帳ネットワークシステム、外部データセンターサーバー、団体内統合宛名システム	事後	
令和4年12月1日	II しきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和3年7月5日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年7月5日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	8 特定健康診査等に関する事務。	8 保健事業の実施に関する事務	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	3 賦課データの納付状況の管理・再発行納付書、収納状況通知書の出力、還付充当処理や督促状の発行等、納付に関する事務	3 賦課データの納付状況の管理、再発行納付書・収納状況通知書の出力、還付充当処理や督促状の発行等、納付に関する事務	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	団体内統合宛名システム	共通連携基盤システムの団体内統合宛名機能	事前	
令和5年9月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の59項並びに主務省令(※)第46条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の85の項並びに主務省令(※)第46条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	事後	
令和5年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会の根拠法令> ○高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の還付に関する事務 ・番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、82の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 <情報提供の根拠法令> 情報提供は行わない	<情報照会の根拠法令> ○高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の還付に関する事務 ・番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 <情報提供の根拠法令> 情報提供は行わない	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月1日 時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年1月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1 証関係(保険証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証)の発行、交付等、資格に関する事務	1 証関係(資格確認書・資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証)の発行、交付等、資格に関する事務	事後	
令和7年1月20日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表の85の項並びに主務省令(※)第46条 ※主務省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)	番号法別表85の項	事後	
令和7年1月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	<情報照会の根拠法令> ○高齢者の医療の確保に関する法律第104条の保険料の還付に関する事務 ・番号法第19条第1項第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の106の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条の2の2 <情報提供の根拠法令> 情報提供は行わない	<情報照会の根拠法令> 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表117の項 <情報提供の根拠法令> 情報提供は行わない	事後	
令和7年1月20日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月20日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年1月1日時点	事後	
令和7年1月20日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である [判断の根拠] 「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、特定個人情報を使用した照会の際は住所を含む4情報による照会を厳守している。 ・特定個人情報受け渡し時は鍵付きのバックを利用し、USB暗号化、施錠できる書庫へ保管を徹底し、持ち出し時間・返却時間を記録している。 ・事務処理マニュアルを作成し、複数人での確認を行っている。 以上のことから十分な対応を行っているとする。	事後	
令和7年1月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年1月20日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である [判断の根拠] ・後期高齢者医療保険料システム利用登録職員を特定し、最小限の人数で設定をしている。 ・個人ごとにユーザーIDを割振り、静脈・パスワードによるログインを実施している。 ・毎年、該当職員に対し情報セキュリティ研修を実施している。 以上のことからリスクへの対策は「十分である」と考える。	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年3月2日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和7年1月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	
令和8年3月2日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 当該対策は十分か【再掲】	[○] 委託しない	[] 委託しない [十分である]	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	②事務の概要 ※証関係(資格確認書・資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証)の発行、交付等、資格に関する事務については、マイナポータル「サービス検索・電子申請機能」を使って申請された電子データを、「申請管理システム」にて受理する業務も含まれる。	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	—	③システムの名称 申請管理システム	事後	